

4 規 程

関西大学博物館規程

制定 平成6年1月28日

(設置)

第1条 関西大学学則第65条の2の規定に基づき、関西大学に関西大学博物館（以下「博物館」という。）を置く。

(目的)

第2条 博物館は、考古学、歴史学、民俗学、美学・美術史、産業技術・技術史、自然科学等の資料並びに図書等（以下「資料等」という。）の収集、整理、保管、展示及び調査研究活動を行い、大学における教育及び研究の発展のために寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 博物館は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資料等の収集、整理及び保管に関すること。
- (2) 資料等の展示及び公開に関すること。
- (3) 調査研究活動に関すること。
- (4) 調査研究の成果発表及び出版に関すること。
- (5) 講演会、講習会、研究会及び展示会の開催に関すること。
- (6) その他必要な事業に関すること。

(職員)

第4条 博物館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 学芸員
- (3) 研究員
- (4) 事務職員
- 2 学芸員は、専任職員（特任嘱託を含む。）をもって充てる。
- 3 博物館に若干名の非常勤研究員を置

くことができる。

(館長)

第5条 館長は、博物館を代表し、博物館の業務を統括する。

- 2 館長は、学長の推薦により理事会が任命する。
- 3 館長の任期は4年とし、再任を妨げない。
- 4 館長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

(学芸員)

第6条 学芸員は、博物館資料の収集、整理、保管、展示及び調査研究活動その他これらに関連する業務を行う。

(研究班)

第7条 館長は、博物館の調査研究活動上、必要と判断した場合は、第11条に規定する博物館運営委員会の議を経て、特定の調査研究テーマに係る研究班を置くことができる。

2 研究班は、次の者をもって構成する。

- (1) 研究代表者
- (2) 研究員
- (3) 学芸員

3 前項のほか、研究班には次の者を加えることができる。

- (1) 第9条に規定する客員研究員 2名以内
- (2) 第10条に規定する非常勤研究員 若干名
- 4 研究班に、準研究員として、大学院博士課程後期課程に在籍する院生を

受け入れることができる。

- 5 研究代表者は、所定の期日までに、研究員の一覧、研究概要及び計画書（期間及び予算を含む。）を館長に提出しなければならない。
- 6 研究班による研究期間は2年とし、4年を限度として延長することができる。ただし、年度途中から開始した場合は、当該年度末までを1年とみなす。
- 7 研究班は、研究期間の最終年度の末日までに博物館の事業として研究成果を公表しなければならない。
- 8 研究代表者は、研究概要及び計画に重要な変更が生じたときは、直ちに館長に報告しなければならない。この場合において、研究の継続可否については、博物館運営委員会の議を経て決定する。

（研究員）

第8条 研究員は、博物館における調査研究等を行う。

- 2 研究員は、専任教育職員又は特別契約教授のうちから、博物館運営委員会の議を経て館長が委嘱する。
- 3 研究員は、研究班に所属して、研究計画に基づき調査研究等を行う。
- 4 研究員の任期は、所属する研究班の研究期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 研究員は、毎年度末までに、研究成果を館長に報告しなければならない。

（客員研究員）

第9条 客員研究員は、研究班に所属して、研究計画に基づき調査研究等を行う。

- 2 客員研究員は、博物館の研究活動に関連する研究実績を有する研究者で、他大学、国公立の研究機関等に所

属している者又はそれに相当する研究実績を有すると認められる者のうちから、研究代表者からの申請に基づき、博物館運営委員会の議を経て館長が委嘱する。

- 3 客員研究員の任期は、1年とする。ただし、所属する研究班の研究期間内で再任することができる。
- 4 その他客員研究員に関する事項については、別に定める。

（非常勤研究員）

第10条 非常勤研究員は、博物館における調査研究等を行う。

- 2 非常勤研究員は、博物館の研究活動に関連する研究実績を有する研究者のうちから博物館運営委員会の議を経て、館長が委嘱する。
- 3 非常勤研究員の任期は、1年とする。ただし、館長が認める場合は、再任することができる。
- 4 その他非常勤研究員に関する事項については、別に定める。

（運営委員会）

第11条 博物館の管理運営に必要な事項を審議するため、博物館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成）

第12条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 館長
 - (2) 各学部から選出された専任教育職員各1名
 - (3) 学術情報事務局長、学術情報事務局次長（博物館・出版担当）及び博物館事務長
- 2 委員会は、前項に規定する委員のほか、学識経験者若干名を加えることができる。学識経験者の委嘱は、学長が行う。

- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第13条 委員（館長を除く。）の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第1項第1号及び第3号に規定する委員の任期は、その在任中とする。
- 3 前条第1項第2号に規定する委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第14条 委員会に委員長を置き、館長が当たる。

- 2 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数の同意をもって決する。

(委員会の審議事項)

第15条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 資料等の収集、整理及び保管に関する事項
- (2) 博物館の管理運営に関する事項
- (3) 調査研究活動に関する事項
- (4) 博物館実習に関する事項
- (5) 博物館の予算に関する事項
- (6) その他必要な事業に関する事項

(自己点検・評価委員会)

第16条 博物館に博物館自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を置く。

- 2 自己点検・評価委員会は、博物館に関する事業の管理運営について自己点検・評価を行う。
- 3 自己点検・評価委員会に関する規程

は、別に定める。

(事務)

第17条 博物館に関する事務は、博物館事務室が行う。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、博物館の管理運営上必要な事項は、関西大学博物館規程細則において規定する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 関西大学考古学等資料室規程（昭和50年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程（改正）は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程（改正）は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程（改正）施行後最初に第5条第2項の規定により選出される博物館長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成18年9月30日までとする。

附 則

この規程（改正）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日か

ら施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行する。

関西大学博物館規程細則

制定 平成6年1月28日

（趣旨）

第1条 この細則は、関西大学博物館規程第18条の規定に基づき、同規程の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 博物館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 館長は、必要があると認めた場合には、前項に規定する開館時間を変更することができる。

（休館日）

第3条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 関西大学記念日
- (4) その他関西大学の定める休業日

2 館長は、必要があると認めた場合には、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることがで

きる。

（入館手続）

第4条 博物館に入館する者は、所定の手続をしなければならない。

2 館長は、博物館における教育及び研究活動に支障があると認めた場合には、入館を許可しないことがある。

（入館料）

第5条 博物館の入館料は、原則として無料とする。

（入館者の義務）

第6条 入館者は、施設、資料等を毀損又は滅失したときは、直ちに館長に届け出てその指示に従わなければならない。

2 前項に規定する損害に対しては、入館者は損害賠償の義務を負わなければならない。ただし、事情によりこれを免除又は軽減することができる。

（資料等の利用）

第7条 博物館内において資料等の利用を希望する者は、利用許可申請書（様式第1

号)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 館長は、前項の利用許可申請書の提出があったときは、審査の上、利用許可書(様式第2号)を交付する。ただし、重要文化財及びこれに準ずる資料については、博物館運営委員会(以下「委員会」という。)を開催し、その意見を聴いて決定しなければならない。
- 3 館長は、管理上支障がある場合には、前項に規定する許可を取り消すことができる。
- 4 第2項の規定による許可を受けた者は、資料等を毀損した場合は、損害賠償の義務を負わなければならない。

(資料等の貸出し)

第8条 資料等の貸出しを受けようとする者は、貸出許可申請書(様式第3号)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 館長は、前項に規定する貸出許可申請書の提出があったときは、審査の上、貸出許可書(様式第4号)を交付する。ただし、重要文化財及びこれに準ずる資料については、委員会を開催し、その意見を聴いて決定しなければならない。
- 3 館長は、管理上支障がある場合には、前項に規定する許可を取り消すことができる。
- 4 第2項の規定による許可を受けた者は、貸出期間中の保管及び貸出しに伴う全ての経費を負担する。また、別に定める所定の使用料を博物館に納入しなければならない。
- 5 貸出期間中に貸出品が毀損し、又は滅失した場合は、貸出しを受けた者

が損害賠償の義務を負わなければならない。

- 6 重要文化財指定及びこれに準ずる資料の貸出しに伴う公開期間は、延べ60日以内とする。ただし、館長が必要と認めた場合には、委員会の意見を聴いて貸出しに伴う公開期間を変更することができる。

(撮影等の許可)

第9条 資料等の撮影、模写、模造等をしようとする者は、撮影等許可申請書(様式第5号)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 館長は、前項の撮影等許可申請書の提出があったときは、審査の上、撮影等許可書(様式第6号)を交付する。ただし、重要文化財及びこれに準ずる資料については、委員会を開催し、その意見を聴いて決定しなければならない。
- 3 館長は、管理上支障がある場合には、前項に規定する許可を取り消すことができる。
- 4 第2項の規定による許可を受けた者は、撮影等で、資料等を毀損した場合は、損害賠償の義務を負わなければならない。また、別に定める所定の使用料を博物館に納入しなければならない。

(資料等の借入れ)

第10条 館長は、資料等を借り入れたときには、所有者に借用書(様式第7号)を交付する。

(受贈)

第11条 資料等の受贈については、別に定める。

(寄託)

第12条 資料等を寄託しようとする者は、そ

の品目、点数、期間等を、寄託申込書（様式第8号）に記入の上、館長に提出するものとする。

2 館長は、前項の規定による寄託の申出があった場合は、委員会を開催し、受入れを決定したものについては意見を付し理事会に進達しなければならない。

3 館長は、資料等の寄託を受けたときは、寄託者に対して当該資料等の目録を交付するものとする。

4 寄託を受けた資料等については、万全の注意をもって保管しなければならない。

（高松塚古墳壁画再現展示室）

第13条 高松塚古墳壁画再現展示室の管理運営上必要な事項については、別に定める。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、平成23年5月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この細則（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この細則（改正）は、2020年4月1日から施行する。

様式（省略）

関西大学博物館自己点検・評価委員会規程

制定 平成8年1月26日

（設置）

第1条 関西大学博物館（以下「博物館」という。）に、関西大学博物館規程第16条の規定に基づき、博物館自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、博物館の目的及びその使命を達成するため、博物館における教育研究の支援活動及び管理運営について自己点検・評価を行う。

（構成）

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 博物館長（以下「館長」という。）

(2) 博物館運営委員のうちから館長が指名する者 若干名

(3) 博物館事務長

(4) 学芸員 若干名

2 委員会は、特に必要がある場合、2名以内に限り、博物館運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、大学内外の学識経験者に委員を委嘱することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、

再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は館長をもって充て、副委員長は、第3条第1項第2号の委員のうちから委員長が任命する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、全委員の過半数の出席をもって成立し、委員会の議事は出席委員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(職掌事項)

第7条 委員会は、自己点検・評価に関し、次の事項を審議決定し、実施する。

- (1) 自己点検・評価方針の立案
- (2) 自己点検・評価の実施及び報告書の作成
- (3) その他自己点検・評価及び第三者評価に必要な事項

(結果の報告)

第8条 委員会は、自己点検・評価結果の報告書を作成し、館長に提出する。

- 2 前項の報告書は、館長がこれに意見を付し、運営委員会の議を経て公表する。

(事務)

第9条 委員会の事務は、博物館事務室が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、博物館の自己点検・評価に関し必要な事項は、委員会の議を経て運営委員会で決定する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2020年10月1日から施行する。

高松塚古墳壁画再現展示室運営内規

制定 平成20年3月12日

(趣旨)

第1条 この内規は、博物館規程細則第15条の規定に基づき、高松塚古墳壁画再現展示室（以下「壁画再現展示室」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(開室日)

第2条 壁画再現展示室の開室日は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から7月28日までの月曜日から土曜日まで
- (2) 9月21日から12月20日までの月曜日から土曜日まで
- (3) 1月8日から3月20日までの月曜日から土曜日まで

(開室時間)

第3条 壁画再現展示室の開室時間は、午前9時から午後5時までとする。

(休室日)

第4条 壁画再現展示室の休室日は、第2条に規定する開室日を除く日のほか、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 本大学記念日
- (3) その他本大学の定める休業日

2 博物館長（以下「館長」という。）は、必要があると認めた場合には、前項に規定する休室日を変更し、又は臨時に休室日を定めることができる。

(見学科)

第5条 壁画再現展示室の見学科は、原則として無料とする。

(見学者の義務)

第6条 見学者は、施設、資料等を棄損し、又は滅失したときは、直ちに館長に届け出てその指示に従わなければならない。

2 前項に規定する損害に対しては、見学者は損害賠償の義務を負わなければならない。ただし、事情によりこれを免除又は軽減できる。

3 館長は、壁画再現展示室における教育及び研究活動に支障があると認めた場合には、見学を許可しないことがある。

(事務)

第7条 壁画再現展示室の事務は博物館事務室が行う。

附則

この内規は、平成20年3月11日から施行する。

関西大学博物館客員研究員に関する内規

制定 2020年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、関西大学博物館規程第

9条の規定に基づき、関西大学博物館（以下「博物館」という。）が、研究班に

加える客員研究員について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 客員研究員は、関西大学博物館規程第3条に規定する事業を行うにあたり、当該事業にかかる調査研究等を行うものとする。

(定義)

第3条 この内規において、「客員研究員」とは、博物館の研究活動に関連する研究実績を有する研究者で、他大学、国公立の研究機関等に所属している者又はそれに相当する研究実績を有すると認められる者のうちから、研究代表者が推薦し、運営委員会の議を経て、館長が研究活動に参加することを許可した者をいう。

(任期)

第4条 客員研究員の任期は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、必要により、年度途中からの任期を認めることができ、この場合の任期は、当該年度の年度末までとする。

2 客員研究員が希望し、かつ所属する研究班の研究代表者から申し出がある場合は、館長は当該研究班の研究期間の範囲内で任期を更新すること

ができる。

(調査研究等活動)

第5条 客員研究員は、許可された研究班に所属し、研究員等と協力して調査研究等に従事し、研究班の活動に参加するものとする。

(研究成果)

第6条 客員研究員は、任期終了までに、所属する研究班の研究成果報告において、自身の研究成果を発表しなければならない。

2 客員研究員の研究成果の取扱いについては、運営委員会の議を経て研究員に準ずることができる。

(費用の支弁)

第7条 研究班に加わる客員研究員の研究活動に必要な費用の支弁については、所属する研究班牙算の範囲内とする。

(処遇)

第8条 客員研究員は、関西大学博物館客員研究員の呼称を使用することができる。

(事務)

第9条 この内規に関する事務は、博物館事務室が行う。

附 則

この内規は、2020年4月1日から施行する。

関西大学博物館非常勤研究員に関する内規

制定 平成22年7月14日

(趣旨)

第1条 この内規は、関西大学博物館規程第10条の規定に基づき、関西大学博物館に置く非常勤研究員について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 非常勤研究員は、関西大学博物館規程第3条に規定する事業を行うにあたり、当該事業にかかる調査研究等を行うものとする。

2 非常勤研究員は、その調査研究等を推進するために、科学研究費助成事

業等の外部資金獲得に努めなければ
ならない。

- 3 博物館におかれた研究班の研究代表
者の推薦を受け、博物館運営委員会
の議を経て、館長の委嘱を受けた者
は、当該研究班に加わり、研究活動
に参加するものとする。

(対象者)

第3条 この内規において、「非常勤研究員」
とは、博物館に関連する研究実績を有し、
委嘱される前年度において満70歳未満の
者のうち、博物館運営委員会の議を経て
館長が委嘱した者をいう。

- 2 非常勤研究員は、博士課程前期課程
(修士課程を含む。)を修了した者又は
同等以上の研究業績を有する者と
する。ただし、博士課程後期課程そ
の他の学籍を有する者を除く。

(委嘱期間)

第4条 非常勤研究員の任期は、原則として
4月1日から翌年3月31日までの1年間
とする。ただし、必要により、年度途中
からの任期を認めることができ、この場
合の任期は、当該年度の年度末までとす
る。

- 2 非常勤研究員は、再任することがで

きる。

(研究報告)

第5条 非常勤研究員は、毎年度末までに研
究成果報告書等を館長あて報告するもの
とする。ただし、所属する研究班の研究
成果報告において、当該年度に自身の研
究成果を発表した場合は、それに代える
ことができる。

(費用の支弁)

第6条 研究班に加わる非常勤研究員の研究
活動に必要な費用の支弁については、所
属する研究班牙算の範囲内とする。

(処遇)

第7条 非常勤研究員は、関西大学博物館非
常勤研究員の呼称を使用することができ
る。

(事務)

第8条 この内規に関する事務は、博物館事
務室が行う。

附 則

この内規は、平成22年7月14日から施行し、
平成22年5月1日から適用する。

附 則

この内規(改正)は、2020年4月1日から
施行する。

関西大学学芸アシスタントに関する内規

制定 2017年1月31日

(趣旨)

第1条 この内規は、関西大学博物館規程
(以下「博物館規程」という。)第2条の
規定に基づき、関西大学博物館(以下「博
物館」という。)において高度専門職業
人としての学芸員を養成することを目的

として、関西大学(以下「本学」という。)
が雇用する学芸アシスタントについて必
要な事項を定めるものとする。ただし、
この内規に定めのない事項については、
定時事務職員就業規則に定めるところに
よる。

(定義)

第2条 この内規において学芸アシスタントとは、博物館規程第4条第1項第2号に規定する学芸員の指導及び監督のもとに、次条に規定する業務に従事する者をいう。

(業務内容)

第3条 学芸アシスタントは、博物館学芸員の指導及び監督のもとで、博物館規程第6条に定める学芸員の業務を行う。

(資格)

第4条 学芸アシスタントとなることができる者は、本学大学院博士課程に在籍する学芸員資格取得者又は学芸員資格取得見込み者とする。

(選考書類の提出)

第5条 学芸アシスタントを希望する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を博物館長に提出しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 履歴書
- (3) 大学院担当専任教員または特別契約教授の推薦書
- (4) 展示企画・計画書
- (5) その他博物館長が必要と認めた書類

(選考)

第6条 博物館長は、前条による希望者のうちから選考のうえ、博物館運営委員会の議を経て、学芸アシスタントの雇用候補者を決定する。

(雇用)

第7条 学芸アシスタントの雇用候補者は、所定の手続きを経て、定時事務職員として雇用する。

2 雇用期間は、1年以内とする。ただし、審査を経た上で、4回を限度に

更新することができる。

(雇用契約の解除)

第8条 定時事務職員就業規則第7条に定めるもののほか、第4条に規定する資格を喪失した場合は、原則として雇用契約を解除する。

(通勤手当)

第9条 定時事務職員就業規則第34条に定める通勤手当は、通学定期券の発行を受けることのできる区間で勤務する場合には支給しない。ただし、関西大学学則第12条第1項第4号及び第5号に定める夏季休業及び冬季休業並びに2月1日から3月31日までの期間については、この限りではない。

(成果発表)

第10条 学芸アシスタントは、毎年年度末までに、申請書に記載した研究テーマにそった活動実績を博物館長に報告しなければならない。また、博物館紀要等に研究成果を発表しなければならない。

(遵守義務)

第11条 学芸アシスタントは、この内規、定時事務職員就業規則及び業務上の指示命令を遵守し、誠実に業務を遂行しなければならない。

(事務)

第12条 この内規に関する事務は、博物館事務室の所管とする。

(内規の改廃)

第13条 この内規の改廃は、博物館運営委員会の議を経て行う。

附 則

この内規は、2017年1月31日から施行する。

関西大学博物館準研究員に関する内規

制定 2020年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、関西大学博物館（以下「博物館」という。）が、本学大学院生を準研究員として博物館の研究活動に参加させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、「準研究員」とは、大学院博士課程後期課程に在籍する大学院学生で、指導教員の推薦に基づき、研究班が審査し、運営委員会の議を経て博物館長が研究活動に参加することを許可した者をいう。

(人数)

第3条 準研究員の人数は、1研究班につき3名程度とする。

(研究期間)

第4条 準研究員の受入れは1回限りとし、研究期間は原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、所属する研究班の研究期間内で2年を限度に延長を許可することができる。

(調査研究等活動)

第5条 準研究員は、研究員及び学芸員の指導のもとに研究課題の研究に従事し、研究班の研究活動に参加するものとする。

2 準研究員は、博物館及び研究班の管理運営に関与することができない。

(研究成果)

第6条 準研究員は、毎研究期間中の研究成果報告書等を所属する研究班の研究代表者を通じて博物館長に提出しなければならない。

2 準研究員の研究成果の取扱いについては、運営委員会の議を経て研究員に準ずることができるものとする。

(費用の支弁)

第7条 研究班に加わる準研究員の研究活動に必要な費用の支弁については、所属する研究予算の範囲内とする。

(資格の取消し)

第8条 病気及びその他の理由により、共同研究活動を継続させることが適当でないと当該研究班が認めた場合、及び準研究員から辞任の申し出があった場合は、運営委員会の議を経て準研究員の資格を取り消すものとする。

(事務)

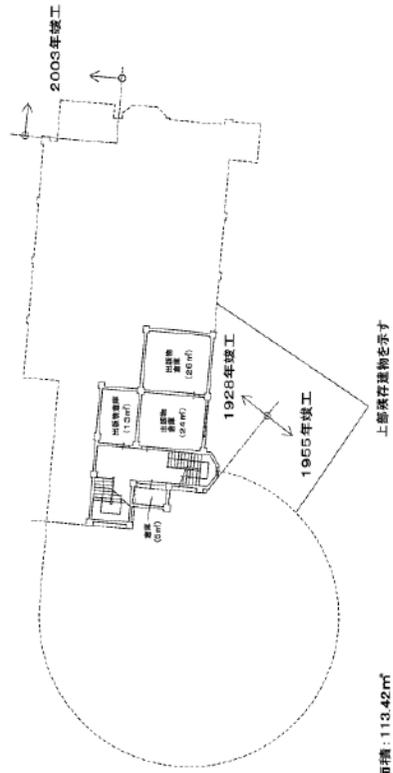
第9条 この内規に関する事務は、博物館事務室が行う。

附 則

この内規は、2020年4月1日から施行する。



地下1階床面積合計: 113.42㎡

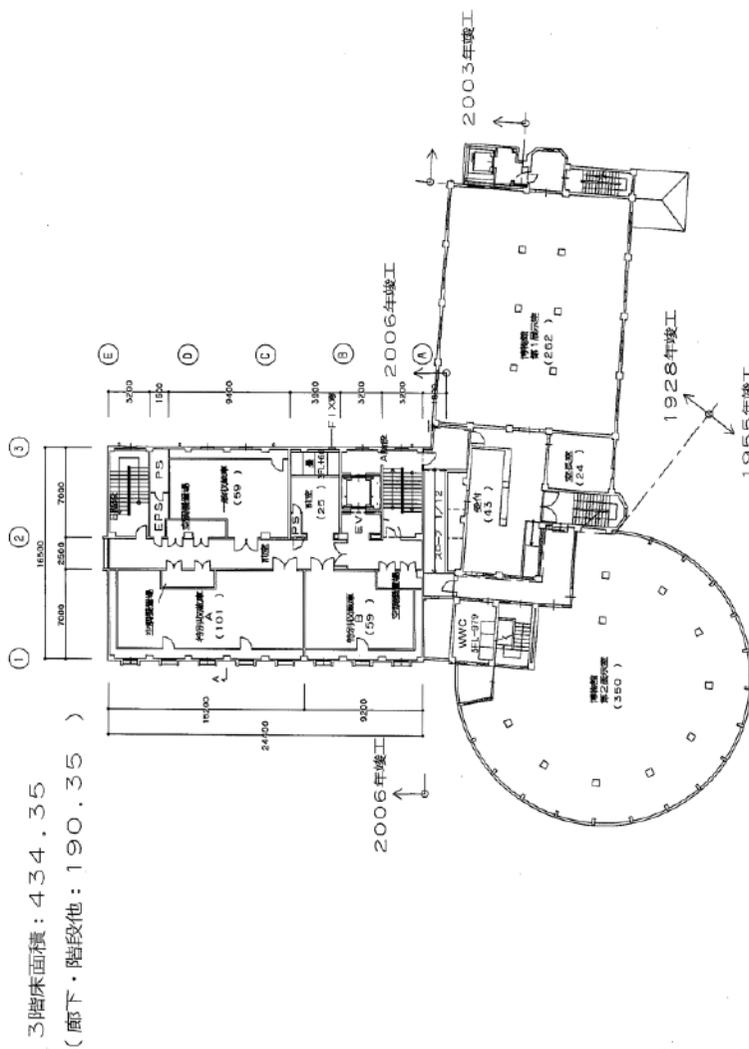


地下1階床面積: 113.42㎡
(廊下・階段他: 45.42㎡)

簡文館地下1階平面図



3階床面積合計：1269.02



3階床面積：834.67
(廊下・階段他：128.67)

簡文館3階平面図

